

令和4年3月10日
生活支援部医療保険課

国民健康保険料の改定等について

1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 特別区独自の激変緩和措置及び段階的な法定外繰り入れの解消・縮減のため、賦課総額に算入すべき「国民健康保険納付金」については、平成30年度に納付金の94%を算入することを基準に、毎年度1%ずつ算入割合を引き上げることとしている。

2 令和4年度特別区統一保険料率の抑制措置

(1) 経緯

新型コロナウイルス感染症拡大等により、被保険者の所得環境が引き続き厳しい見込みであることから、特別区長会として保険料率の上昇を抑制する措置の検討が必要と判断し、次の案を検討

- ① 従来通りの算定方法【本来】
- ② 特別区独自激変緩和割合を維持【案1】
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を反映【案2】
- ④ 令和3年度保険料率で据置き【案3】

(2) 検討内容

保険料の検討にあたっては、抑制効果、法定外繰入の増減、後年度への影響及び統一保険料の維持等の観点から検討

【算定結果（基礎・後期・介護の合算）】

	本来	案 1	案 2	案 3
所得割率	12.41%	12.12%	11.75%	11.91%
均等割額	74,300円	73,200円	71,900円	69,000円
法定外繰入額 （特別区 ・R4年度）	82億円	122億円	188億円	234億円

【検討のポイント】

	検討のポイント
案 1	法定外繰入については最小となるが、保険料抑制効果は一定の抑制効果はあるが小さい。
案 2	保険料について一定程度抑制効果があり、法定外繰入の増も一定程度に抑えられ、財政規律も確保されている。
案 3	保険料について抑制効果は高いが、新型コロナウイルス感染症により受けた影響以外も負担抑制する算定であるため、法定外繰入が本来算定に比べ特別区全体で約152億円増加するなど財政規律の確保が困難。また、後年度に保険料率の急激な上昇が見込まれ、被保険者の負担感が大きくなる。

(3) 検討結果等

① 検討結果

保険料を抑制しつつ、財政規律を一定程度確保できること。また、従来の算定の枠組みを変更することがなく、統一保険料方式を維持できることから、案2により算定することで、保険料を抑制することとした。

② 抑制効果（基礎・後期・介護合算）

本来の算定方法に比べ、所得割率0.66P、均等割額2,400円の抑制効果

③ 法定外繰入

抑制措置により、特別区全体で約106億円の法定外繰入れの増となる。

④ 令和5年度以降の措置

現状では、特別区の激変緩和措置期間は変更せず、令和6年度で終了するよう毎年度保険料を算定することで、財政規律を確保する。

3 令和4年度国民健康保険料案

項目		令和4年度	令和3年度	増減
基礎分	所得割率	7.16%	7.13%	0.03 P
	均等割額	42,100円	38,800円	+3,300円
後期分	所得割率	2.28%	2.41%	-0.13 P
	均等割額	13,200円	13,200円	±0円
介護分	所得割率	2.31%	2.37%	-0.06 P
	均等割額	16,600円	17,000円	-400円
一人当たり保険料合計		171,380円	165,868円	+5,512円

※ 基礎分の賦課限度額を63万円から65万円に、後期分の賦課限度額を19万円から20万円に引き上げ

※ 令和4年4月より未就学児の均等割保険料の5割軽減を実施

4 今後の予定

江東区国民健康保険条例の改正について、3月14日開催予定の「国民健康保険運営協議会」に諮問した後、同条例改正案を令和4年第1回区議会定例会に追加提出予定